⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たす道路工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

ⓐ　道路土工における、掘削土量が100,000㎥以上の工事の施工実績を有すること（土砂、岩等の土質区分は問わない）

ⓑ　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を全て満たす道路工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ⓐ　道路土工における、掘削土量が100,000㎥以上の工事の施工経験を有すること（土砂、岩等の土質区分は問わない）

ⓑ　当該施工経験が適切なものであること。

申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記ⓑの要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記①、②の要件を全て満たしていること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑽　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等（図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分含む））をダウンロードしない者又は別に指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする（詳細は入札説明書参照。）。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案　指定テーマ：本工事における掘削作業及び法枠工の品質確保に係る施工上配慮すべき事項（課題、技術的所見、技術提案）

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び施工方法等の提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

ⓑ　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書に示す条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　技術資料の内容に応じ、下記ⓐの評価を行い施工体制評価点を与え、またⓑの評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。

ⓐ　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

ⓑ　技術提案　指定テーマ：本工事における掘削作業及び法枠工の品質確保に係る施工上配慮すべき事項（課題、技術的所見、技術提案）

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、公告の日から平成25年２月12日までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（最終日は入札締切時刻である午後４時。）。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法により入手できない入札参加者は、上記⑴の担当部局へその旨申し出ること。また、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び確認資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。